

有田川町 新規就農者向け主な支援策一覧(令和6年度)

事業名	概要	主な対象者	交付額等	問い合わせ先
就農準備資金【国事業】 (新規就農者育成総合対策)	就農に向けて必要な技術等を習得する研修期間中の研修生に資金を交付。	49歳以下の者 (就農予定時)	12.5万円/月(150万円/年) 交付期間：最長2年間	有田振興局 農業水産振興課 TEL 0737-64-1273
産地受入研修支援事業【県事業】	産地における振興品目や研修・支援策をとりまとめた「産地提案型就農モデルプラン」に基づく研修を受ける独立自営就農を目指す就農希望者であって、「就農準備資金」の交付を受ける者に資金を交付。	49歳以下の者 (就農予定時)	最大30万円/年 交付期間：最長2年間	有田振興局 農業水産振興課 TEL 0737-64-1273
経営開始資金【国事業】 (新規就農者育成総合対策)	次世代を担う農業者となることを目指し、新たに経営を開始する者に資金を交付。	認定新規就農者 (就農時49歳以下)	12.5万円/月(150万円/年) 交付期間：最長3年間	有田川町役場産業課 TEL 0737-22-4504
経営発展支援事業【国事業】 (新規就農者育成総合対策)	就農後の経営発展のため、機械・施設等の取得、家畜導入、果樹・茶の改植、機械リース等をする新規就農者(親元就農含む)を支援。	認定新規就農者 (就農時49歳以下) ※事業実施の年度又は前年度に農業経営を開始	<ul style="list-style-type: none"> 補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援(国1/2 県1/4 本人1/4) 支援額：補助対象事業費上限1,000万円(「経営開始資金」を併用：上限500万円) 	有田川町役場産業課 TEL 0737-22-4504
経営継承応援事業【県事業】	Uターンによる親からの経営継承等で就農する者、国の支援対象とならない新規参入者に対し、就農後の資金を交付。	認定新規就農者 (就農時60歳以下) ※申請年に農業経営を開始	50万円(1回のみ)	有田川町役場産業課 TEL 0737-22-4504
中古農機具・施設等リユース支援事業【県事業】	新たに農業を始めようとする者に対し、中古農業用機械の導入、中古農業用ハウス及び集出荷貯蔵施設の再整備等を支援。	認定新規就農者 (独立自営就農準備中または独立自営就農日から3年以内の者)	補助対象事業費の1/3以内 (上限額150万円)	有田川町役場産業課 TEL 0737-22-4504
有田川町農業経営継承者支援事業【町事業】	農業経営を継承するため就農した直後の新たな就農者に資金を交付。	認定新規就農者 (申請時29歳以下)	50万円/年 交付期間：最長2年間	有田川町役場産業課 TEL 0737-22-4504